

JCAABID サービス規約

有限会社ジャパン・キャリアー（以下、「JC」という）は、JCPACKにおけるJCが参加するオークション会場（以下「AA会場」という）において、車両の入札・落札・出品の代行サービス（以下、「JCAABID サービス」という）の適正な運営と利用をはかるため、本規約を定める。

目次

JCAABID サービス規約.....	1
第1章 総則.....	3
第1条 定義.....	3
第2条 サービスの内容.....	3
第3条 会員の義務.....	3
第4条 禁止行為.....	3
第5条 参加制限.....	4
第6条 クレーム及びトラブルの処理.....	4
第7条 AA会場規約の優先.....	5
第8条 免責.....	5
第9条 規約違反.....	6
第2章 オークション代行運営.....	6
第10条 オークション起算日.....	6
第11条 入札.....	6
第12条 入札の取消し.....	6
第13条 下見代行.....	7
第14条 商談.....	7
第15条 セリ及び落札と結果通知.....	7
第16条 会員都合による落札キャンセル.....	8
第17条 AA会場による落札キャンセル.....	8
第18条 出品.....	8
第19条 譲渡書類.....	8
第20条 再出品.....	9
第21条 成約.....	10
第22条 成約キャンセル.....	10
第23条 AA会場による成約キャンセル.....	10
第3章 支払い及び清算.....	10
第24条 手数料.....	10

第25条	立替払い	10
第26条	落札時の会員による車両代金等の支払い	10
第27条	車両出品成約時の会員への車両代金等の支払い	11
第28条	利用制限額	11
第29条	遅延損害金	11
第30条	所有権の移転及び留保等	11
第31条	会員の名義変更義務	12
第32条	名義変更手続きを怠ったときの車両の取扱い	13
第33条	リサイクル預託金の修正	13
第34条	自動車税相当額の清算	14
第35条	自動車税相当額の二次抹消の取扱い	14
第4章	附則	15
第36条	各種手数料	15

第1章 総則

第1条 定義

本規約で用いる用語の定義は、JCPACK 規約に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- 1 セリ : AA 会場に出品される車両に対し、公開の方法で多くの買い手が自分の購入金額を提示し、最も高値を付けた人に売る方法のこと
- 2 入札 : AA 会場に出品される車両に対し、セリ前に自分の購入金額を提示し落札を申し込むこと
- 3 応札 : AA 会場に出品される車両に対し、セリ中に自分の購入金額を提示し落札を申し込むこと
- 4 ポス押し代行 : AA 会場に出品される車両に対し、実際のセリに対して直接入札ボタンを押して応札に参加すること
- 5 落札 : AA 会場に出品される車両に対し、売り手の売却可能金額に到達し、且つ、最も高値を付けて車両の購入すること
- 6 出品 : 車両をセリに掛けて販売するために、AA 会場に出品すること
- 7 成約 : 出品した車両を成約販売すること
- 8 流札 : 出品した車両に対し入札又は応札が無く、または買い手により応札された金額が売り手の売却可能金額に到達せず、売買が成立しないこと
- 9 会場規約 : 参加会場が定めるオートオークション規約

第2条 サービスの内容

1. JC は、JCAABID サービスに関し、会員の委託に基づき JC の参加するオークション会場に参加し、車両の落札代行を行う。
2. JC は、JCAABID サービスに関し、会員の委託に基づき JC の参加するオークション会場に参加し、車両の出品代行を行う。
3. 第1項に関し、JC は、AA 会場から書類を会員に代わって受領し、その後は会員の希望に基づき書類を会員の登録住所へ発送する。但し、会員が JC 書類代行サービスを申し込む場合、会員自ら、又は会員が AA 会場をして直接 JC 宛書類を送付した場合は除く。

第3条 会員の義務

1. 会員は、JCAABID サービスの利用につき、JCPACK 規約、その他各規約及び JC との契約事項を遵守し、これらを理解した上で JCPACK を利用しなければならない。
2. 会員は、ID またはパスワードの紛失、漏洩、盗用、または不正利用、その他の事故によって被害を被った場合でも、そのために生じた損害につき、自身の責任で対応しなければならない。JC に対する債務を免れることはできない。

第4条 禁止行為

会員は、次の行為をしてはならない。

- (1). JCAABID サービスを利用する権利を譲渡または貸与すること
- (2). 会員が、JCAABID サービスを通じて AA 会場に出品した車両に対し、自ら又は JCAABID サービスを通じて入札を行うこと。若しくは第三者に入札することを依頼すること及びそれらに類似する行為を行うこと
- (3). JC を通さずに、現車確認、成約結果、落札結果、車両クレーム等を JC の参加するオークション会場へ直接、問い合わせること
- (4). AA 会場が出品を禁じている車両を出品すること
- (5). 車両落札後、JC による指示がある場合を除き、書類不備もしくは車両不具合等を理由として落札した車両の受け取りを拒否すること
- (6). JCPACK 掲載のデータ（写真画像・出品票・文字データ等を含む）を複製、転載、転用すること
- (7). 会員以外の第三者に対し、提携 AA 会場のセリスタート金額、落札金額等を知らせる

- こと
- (8). JCPACK を介した車両の売買につき、JC の許可なく会員間の直接交渉または車両の旧名義人等へ直接連絡すること
 - (9). その他 JC が不適当と認めること

第5条 参加制限

会員が下記の各号の一に該当する場合、JC はその会員のセリへの参加を制限することができる。

- (1). 会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき
- (2). 会員の落札車両の名義変更完了が規定の日までに完了されないとき
- (3). 会員の成約車両の譲渡書類一式が規定の日までに JC へ提出されないとき
- (4). 入札車両の金額と未決済の残高の合計が入札与信限度額を超えるとき
- (5). クレーム及びトラブルの処理において、JC 又は参加するオークション会場が、規定、規約等に基づき判断した調停処理、又は裁定に従わないとき
- (6). 出品車両について JC を通さず、出品店、その他 AA 会場参加者との談合によって取引したとき
- (7). 一般顧客に対する広告宣伝等の内容が JC 又は会員相互の利益を損なうと JC が認めたとき
- (8). JC 及び JC が参加するオークション会場の諸規約、諸規定、諸契約に違反したとき
- (9). 会員が JC と JC が参加する AA 会場との間で直接その会員となっている場合において、当該 AA 会場での取引が制限されるなど、取引状況が不良と判断されるとき
- (10). その他 JC が不適当と認めるとき

第6条 クレーム及びトラブルの処理

1. 成約車両、落札車両等について、苦情申立等が発生したときは、会員は JC 及び JC が参加する AA 会場の規約、規定及び参加マニュアルに従うものとする。
2. 会員はクレーム申立てについて、AA 会場が定めるクレーム期限1時間前迄に JC に対して FAX にて通知し、FAX 後はそのクレームが受付されたか別途電話にて JC 宛確認しなければならない。
3. JC は会員から落札車両について、苦情申立等が発生した場合は、その内容を JC が当該 AA 会場に申し伝え、当該 AA 会場の裁定の結果を会員に伝えるものとする。
4. JC は JC の参加する AA 会場での成約車両について、苦情申立等が発生した場合は、当該 AA 会場の裁定の結果を会員に伝えるものとする。
5. 会員は、AA 会場のクレーム裁定に従わなければならない。
6. 会員が、JC 及び JC が参加する AA 会場の裁定の結果に対して従わない場合、会員は本規約第 5 条により、参加制限の措置が取られても、異議の申し立てをしないものとする。
7. 仲裁に要した費用は、クレーム等が事実でない場合は会員負担とする。
8. クレーム等の申し出期限、裁定基準等は AA 会場が定める規約による。

第7条 AA 会場規約の優先

1. 会員が JCAABID サービスを利用する場合、車両を入札、応札、落札もしくは出品する AA 会場の規約のうち JC が JCPACK に AA 会場規約として掲載する定めが、JCPACK 規約及び本規約に優先する。
2. 会場毎に適用する AA 会場規約は別表に定める。
3. JC は、前項の AA 会場の規約につき、JC が会員に対して JCAABID サービスを提供するために必要な範囲で、読み替えて掲示することができる。

第8条 免責

1. JC は、以下の場合、法令または本規約で別に定める場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

- (1). 会員が、JCPACK を利用することによって損害を被った場合
- (2). 通信回線の不調等による送信データの変化又は消滅の場合
- (3). 天変地異、雷、火災、異常電流等、その他不可抗力により JC が通常の機能及びサービスが提供できない場合
- (4). 本条各項以外で JC が参加する AA 会場のセリが正常に行われなかった場合
- (5). JC が、参加する AA 会場において会員に対して代行ポスサービスを通じて、及び JC の判断によりポス押しでセリに参加する場合、セリ時における応札スピード等の調整対応のため、会員が希望する入札金額よりも下回って未成立となった場合
- (6). JC が、参加する AA 会場に対してポス押しでセリに参加する場合、応札希望金額よりもプラス 2 万円程度を超えてで落札成約した場合
- (7). JC が、参加する AA 会場に対してポス押しでセリに参加する場合、会員が希望する入札金額よりも下回って他者落札となった場合
- (8). 会員が機器の誤操作及び誤った情報を JC へ伝えたために発生した損害
- (9). その他 JC の責めに帰すことのできない事由により生じた損害

第9条 規約違反

会員が本規約に違反することにより、JC または他の会員等の第三者が何らかの損害を被った場合、JC は会員に対して損害（弁護士費用を含む）の賠償ができるものとします。

第2章 オークション代行運営

第10条 オークション起算日

オークションは開催日を起算日とする。但し、後日商談・一発落札の場合、成約日及び落札日を起算日とする。

第11条 入札

1. 入札は、AA 会場に出品される車両に対し、セリ参加を希望する会員が JC が定めた所定の時刻までに入札を行い、これを JC が代行することにより、会員が車両を購入するものである。
2. 出品される車両の状態説明において、AA 会場が提供する出品票と文字データ部分に齟齬があった場合、出品票の内容が優先されるものとし、当該車両を落札した会員は JC に対して出品票と文字データの齟齬を対象としたクレームの申し出を行うことはできない。
3. 会員は、入札締め切り後に入札、入札の取り消しまたは入札金額の変更をすることができない。
4. 会員が入札の取消又は入札金額の変更をしようとする場合は、JCPACK において、入札締切までに、自らその操作をしなければならない。
5. JC は、同一車両に対し複数の会員から入札がある場合、次の順位をもって優先的に業務を代行する。
 - (1). 最も高額の入札を行った者
 - (2). 最も早い時刻に入札を行った者
6. 入札金額の変更を行った場合の入札時刻は、金額の変更を行った時とする。
7. 入札手数料は、会員自らの入札取消、または第 12 条に定める入札取消、システム環境の不具合もしくは通信回線の不具合等により入札が無効となった場合でも、支払いを免れない。
8. AA 会場において出品車両の内容訂正伝票が発生し入札が取り消されたときは、会員からの当該車両に対する入札も当然に取り消されるが、AA 会場の判断で訂正があった場合でも入札が取り消されない場合は、当該入札は有効となる。
9. JC は、本規約第 28 条に定める利用限度額を超過した会員または JC が定める禁止行為に抵触する会員に対して、入札の制限を行うことができる。

第12条 入札の取消し

JC は、会員による入札が以下に掲げるいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該会員による承諾を待たずに入札取消をすることができる。

- (1). 入札している金額が、社会通念上、当該車両の正常と思われる落札金額を大幅に超過しているとみなした場合
- (2). 入札を行った会員による入札件数が異常に多いと判断した場合
- (3). 入札を行った会員への連絡が不通であった場合
- (4). 本規約第 28 条に定める利用限度額を超過した会員または JC が定める禁止行為に抵触した会員による入札の場合
- (5). その他不正な取引が疑われる、またはシステムの異常により正常な入札でないと判断されるい等、取消を行うに足る理由がある場合

第13条 下見代行

1. 下見代行は、AA 会場に出品される車両の状態確認を JC に依頼するものである。
2. JC は、前項の依頼受付後、自らまたは提携する下見検査業者（AA 会場が提供する下見サービス含む）をして AA 会場において車両の状態確認を行い、その結果を当該申込み会員に JC が定めた方法で報告する。但し、報告内容について、JC または提携する下見検査業者は一切責任を負わない。
3. 下見代行の申し込み後、申し込み自体をキャンセルすることはできない。
4. 会員は、下見代行を依頼した車両につき、当該車両が状態確認を行った後に AA 会場において出品取消、あるいは出品票が訂正された場合でも、下見代行料を支払わなければならない。

第14条 商談

1. 商談は、セリが成立しなかった車両に対し、セリ終了後に、車両の落札を申し込むことを JC が代行するものである。
2. 商談の申し込みに際しては、当該車両に対し他のサービスを利用して入札または応札していたか否かを問わない。
3. 商談の申し込みは、オークション開催当日のみとし、車両毎の受付時間は当該 AA 会場のセリ時間に依りて JC が定める。
4. 商談の申し込みが行われた後、JC の受付が完了した場合、申し込み自体をキャンセルすることはできない。
5. 会員は、商談を申し込んだ場合でも、売り手側の事情等で商談ができない場合や、落札できない場合があることを予め承諾しなければならない。

第15条 セリ及び落札と結果通知

1. JC は、AA 会場において出品車両の内容訂正伝票が発生し入札が取り消されたときは、会員からの当該車両に対する入札も当然に取り消す。この場合でも、会員は第 11 条に定める入札手数料の支払いを免れない。ただし、AA 会場の判断により入札が取り消されない場合、落札会員からの当該車両に対する入札は当然に有効とする。
2. 会員は、入札した車両を落札する場合において、AA 会場への応札方法により落札金額が入札金額を上回ることがあることを予め承諾しなければならない。
3. 会員は、AA 会場毎のオークション運営ルールにより、会員の入札金額よりも低い金額及び同金額でも、他の第三者の落札となることがあることを予め承諾しなければならない。
4. JC は、落札会員が車両を落札した場合、その結果を JCPACK へ掲載し、且つ、原則落札日の翌営業日に計算書を当該会員に通知する。

第16条 会員都合による落札キャンセル

1. 会員は、落札した車両について、下記の条件を全て満たす場合に限り、JC に対し落札

キャンセルを申請することができる。

- (1). 誤りによる落札であることが明らかであると JC が認めること。なお落札後の事情変更は誤りとは認めない。
 - (2). 落札当日の AA 会場が定める落札キャンセル期限前かつ JC の営業時間内に、JC に対し JC が定めた方法で落札キャンセルの申し出をすること
 - (3). 前号の申し出を JC が AA 会場に伝達し、AA 会場が申し出を認めること
2. 会員は、落札キャンセルを申し出の場合、前項の条件を確認の上、以下の手順に従って申請を行わなければならない。
- (1). JC に落札キャンセルを希望する旨の申し出を行うこと
 - (2). JC を通じて AA 会場の許可を取ること
 - (3). 前号の許可取得後、別に定める落札キャンセル申請書に必要事項を記載の上、JC へ提出すること
3. JC は、前項の申請書を受領後、AA 会場に落札キャンセルを申告する。
4. 落札キャンセルは、前項の申告を受領した AA 会場が落札キャンセルを認めた時に成立する。
5. 会員は、落札キャンセル申請書の提出後、申請をキャンセルすることはできない。
6. 落札キャンセルが成立した場合、落札会員は AA 会場が定める落札キャンセル手数料等及び JC の事務手数料を支払わなければならない。

第17条 AA 会場による落札キャンセル

会員が落札した車両に対し、落札当日に AA 会場の都合により落札キャンセルとなった場合、JC は当該落札会員に対し、AA 会場の定める解約金を支払う。

第18条 出品

会員は、AA 会場に車両を出品する場合、下記に掲げる手順を満たさなければならない。

- (1). 出品する AA 会場の開催日から少なくとも翌々月末日まで有効期間を有する次条に定める譲渡書類を用意し、出品予定日の前日までに JC に到着しておくこと
- (2). 出品する AA 会場に、余裕を持って、自ら輸送手段を手配あるいは JC をして、当該自動車を搬入すること
- (3). AA 会場への車両搬入前に、出品票写しを JC に送付し、JC の指示を仰ぐこと

第19条 譲渡書類

1. 出品する車両には、次の条件を満たし、AA 会場が認めた譲渡書類を備えなければならない
- (1). 出品する車両が軽自動車以外で車検の有効期間がある場合
 - 1 車検証
 - 2 自動車損害賠償責任保険証
 - 3 譲渡証明書（実印押印済）
 - 4 印鑑証明書
 - 5 委任状（実印押印済）
 - 6 リサイクル券
 - 7 その他 AA 会場が指定する書面
- (2). 出品する車両が軽自動車以外で車検の有効期限がない場合
 - 1 登録識別情報等通知書
 - 2 譲渡証明書（実印押印済）
 - 3 リサイクル券
 - 4 その他 AA 会場が指定する書面
- (3). 出品する車両が軽自動車で車検の有効期間がある場合
 - 1 車検証
 - 2 自動車損害賠償責任保険証
 - 3 OCR 用紙（1 号用紙）または申請依頼書（実印押印済）

- 4 リサイクル券
 - 5 その他 AA 会場が指定する書面
- (4). 出品する車両が軽自動車で車検の有効期限がない場合
- 1 軽自動車検査証返納証明書（平成 24 年 6 月 4 日以降に交付されたものの場合、軽自動車届出済証返納済確認書も添付。実印押印済。）
 - 2 リサイクル券
 - 3 その他 AA 会場が指定する書面
2. 譲渡書類の印鑑証明・委任状等は、有効期限が開催日の翌月末日以上あるものとする。但し、AA 会場規約に基づく書類有効期限をリスト記載している場合はこの限りでない。又、早期名変依頼は JC が参加したオークション会場の規約、規定等に準じるものとする。

第20条 再出品

1. AA 会場での車両出品において、出品した車両が成約しなかった場合、会員はその車両を当該 AA 会場の次回のオークションに再出品することができる。
2. AA 会場での車両出品において、出品した車両が成約しなかった場合、前項の他に出品を取りやめることができる。この場合、会員が当該車両を AA 会場の定める搬出期限までに搬出手配をしなかった場合、JC は会員が当該車両を前項に基づき再出品するものとみなす。
3. 再出品において、AA 会場側で再出品代行手数料が発生する場合、会員はその支払いをしなければならない。

第21条 成約

JC は、会員が出品した車両がオークションによって成約した場合、その計算書を当該会員に対して成約日の翌営業日に通知する。

第22条 成約キャンセル

会員が出品し成約車両を、成約日当日に会員の都合により、JC が定めた方法で JC に対して成約キャンセルを申し出、AA 会場が認めた場合、JC は当該会員に対して、AA 会場の定める手数料及び JC の事務手数料を請求し、会員はその支払いをする。

第23条 AA 会場による成約キャンセル

会員が出品し成約した車両に対し、成約当日に AA 会場の都合により成約キャンセルとなった場合、JC は当該会員に対し、AA 会場の定める解約金を支払う。

第 3 章 支払い及び清算

第24条 手数料

1. 会員が JCAABID サービスを利用した場合、JC に対し、第 36 条に定める手数料を支払わなければならない。
2. 手数料の支払い方法および期日については別に定める。但し、以下の場合は除く。
 - (1). 会員が車両を落札した場合は、第 26 条に於いて定める。
 - (2). 会員が車両を出品し成約した場合は、第 27 条に於いて定める。

第25条 立替払い

会員が車両を落札した場合、JC は当該 AA 会場に対し、会員のために落札車両代金を立替払いする。

第26条 落札時の会員による車両代金等の支払い

会員が AA 会場にて車両を落札した場合の支払いは、以下の通りとする。

1. 落札車両の代金、自動車税相当額、諸手数料及び物品代金等は、AA 会場の落札日を含む 6 日目（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）の午後 2 時までに JC 指定の口

- 座に現金にて振り込むものとする。なお、振込手数料は会員の負担とする。
2. 会員は、JC に対して、会員が出品し成約した車両代金等の債権を有している場合でも、落札車両代金等の債務との相殺を主張できない。
 3. 会員は、落札した車両にクレームを申告する場合でも、第 1 項の期限までに車両代金等を支払わなければならない。
 4. JC が本規約第 5 条により参加制限を加えた会員は、落札車両の代金、自動車税相当額、諸手数料及び物品代金等は、AA 会場の落札日の翌営業日に JC 指定の口座に振り込むものとする。尚、会員は自ら陸送手配はできず JC は会員からの入金確認後、輸送手続きをとるものとする。
 5. 福祉車両の消費税の取扱いは、JC が参加する AA 会場の規約、規定に従うものとする。
 6. JC は、1 項または 4 項の請求金額が、AA 会場から JC へ送信されたデータが訂正された場合、別途請求書にて請求するか、その他の締め手数料にて追加請求を行うことができる。

第27条 車両出品成約時の会員への車両代金等の支払い

会員が車両を出品し成約した場合の決済は、以下の通りとする。

1. オークション成約日後、第 19 条に定める成約した車両の譲渡書類一式が完全な状態で JC に保管され、JC が AA 会場へ発送した日より 5 営業日後に銀行振り込みにて成約代金を支払う。
2. 当該車両の出品料、成約料、その他費用等は、成約代金を相殺して決済する。
3. 落札車両、その他費用等との相殺は行わない。但し、入金遅延があった場合には JC の判断により相談を行う。
4. 福祉車両の消費税の取扱いは、JC が参加するオークション会場の規約、規定に従うものとする。
5. 成約車両の売買契約が AA 会場の規約または裁定、本規約その他 JC の定める規約もしくは裁定により解除された場合、会員は第 1 項により受領した成約代金及びその他費用を直ちに JC に支払って返還しなければならない。

第28条 利用限度額

1. JC は会員に対して個々に落札取引額の上限を定め、会員はその範囲内での取引とする。但し、利用限度額は会員の希望により、JC が審査して決定する。
2. 前項によって決定された利用限度額に対して、会員は一切の異議を申立をしない。

第29条 遅延損害金

会員が負担する債務の支払いを怠ったときは、日歩 5 銭の割合によって遅延損害金を支払うものとする。

第30条 所有権の移転及び留保等

1. 会員は第 26 条の支払いを担保する目的で、会員の支払いが完了するまでの間、JC が譲渡書類の送付を差し止めること、及び当該落札車両の所有権が JC に留保されることを予め承諾するものとする。
2. 会員が AA 会場に車両を出品し成約した場合、当該車両の所有権は、譲渡書類が会員から JC に到着後、JC から AA 会場に転送された時点で、会員から AA 会場で落札した者に移転する。
3. 会員が JCAABID サービスにおいて車両を落札した場合、当該車両の所有権は、落札した時点で、AA 会場で出品した者から落札資金の立替金を担保するため、JC は落札した車両の所有権は JC に留保されるものとし、この間、JC は随時かつ必要に応じ落札した車両の所有名義を JC 名義に変更できるものとする。
4. 会員は、落札した車両の受領後、当該車両にかかる立替払金を清算するまでの間、善良なる管理者の注意をもって当該車両を管理し、譲渡、貸与、担保提供、その他により当該車両を第三者に占有させる等、JC の所有権を侵害しかねない行為をしないものとする。

- る。
5. 会員は落札した車両代金の立替え払いの清算を遅延した場合、JC はただちに前項の規定によって JC に留保されていた当該落札車両の所有権に基づき、支払い期限の翌日から催告なしに当該落札車両を回収して JC が適当と認める方法で第三者に売却することができる。また、車両回収に掛かる費用は会員が負担しなければならない。
 6. 会員は、前項によって JC が回収した車両の第三者への売却金額（諸費用を含む）が、第 26 条の規定により車両を落札した会員が JC へ支払うべき金額よりも低かった場合でも、会員は同売却金額につき異議を唱えることはできず、その差額分を負担しなければならない。
 7. 前項の売却金額が、会員が JC へ支払うべき金額よりも多かつた場合において、JC はその超過金額を会員に対して支払いは行わない。
 8. 会員が落札した車両の車両代金等の支払いが滞った場合、JC は当該車両の陸送を途中で留保または取りやめることができる。この場合、陸送の留保または取りやめに要する費用は、当該会員が負担しなければならない。

第31条 会員の名義変更義務

1. 会員は、JCAABID サービスを通じて車両を落札した場合、以下の定めに従い、名義変更手続きを完了しなければならない。
 - (1). 譲渡書類を受領後、不備がある場合、到着日を含む 3 日以内に JC に申告すること
 - (2). ナンバー付きの車両は、譲渡書類を受領後、AA 会場の定める名義変更期限までに移転登録を完了し、名義変更後の車検証の写しを FAX または郵送にて JC に送付すること
2. JC は、会員が落札した車両の所有者及び使用者を変更した上で前項 2 号の手続きを行うことにより、報告を完了したものとみなす。
3. 1 項 1 号について、期限を過ぎた申告は、これを受け付けない。
4. 会員が落札した車両の譲渡書類の引渡しが遅れた場合、JC が会員に以下の書類引渡し遅延ペナルティを支払うものとする。

落札日より 14 日以上 21 日未満の到着の場合	金 10,000 円
落札日より 21 日以上 28 日未満の到着の場合	金 20,000 円
落札日より 28 日以上 35 日未満の到着の場合	金 30,000 円
落札日より 35 日以上への到着の場合	金 50,000 円

35 日以上への遅延で会員が書類を待てない場合、会員は売買契約を解除できる。 金 50,000 円

注意) 上記遅延日数の算出は、JC に譲渡書類が到着した日を基準として計算する。又、年末年始、夏期休暇直前等に開催するオークションの場合、JC の公示により遅延日数の算出を一部延長することがある。
5. 会員は、名義変更通知期限を過ぎ、JC が当該車両の名義変更を確認する必要を認めた場合、その代行費用として、金 2,000 円を負担しなければならない。
6. 会員は、譲渡書類を紛失、あるいはその効力を失効させた場合、JC を通じて再交付・差し替えを依頼するものとする。この場合、会員は下記譲渡書類差替ペナルティを支払わなければならない。

印鑑証明書を含む譲渡書類の差替金	金 50,000 円＋実費
その他の譲渡書類の差替金	金 30,000 円＋実費
訂正印の負担金	金 25,000 円＋実費

尚、自賠償保険の再交付はできない。
会場により、一部上記費用は金 100,000 円とする。
7. 会員が譲渡書類の再交付・差し替えを JC を通さず名義人等に依頼した場合、下記に示す差し替え手続き違反ペナルティを支払わなければならない。

譲渡書類再交付・差し替え手続き違反ペナルティ	金 50,000 円（譲渡書類差し替えペナルティと重複して支払わなければならない。）
------------------------	--

会場により、一部上記費用は金 100,000 円とする。

8. 落札車両の元の名義人に対し、直接連絡及び、交通違反、車両放置等、いかなる場合でも迷惑の掛かる行為を行うことを禁止する。尚、迷惑行為が発覚した場合、ペナルティとして金 50,000 円と出品店が負担した諸経費を支払わなければならない。
会場により、一部上記費用は金 100,000 円とする。

第32条 名義変更手続きを怠ったときの車両の取扱い

1. 会員は、落札した車両に関し前条の名義変更手続きを担保する目的で、名義変更手続きが完了するまでの間、当該落札車両の所有権が JC に留保されることを予め承諾するものとする。
2. 会員が前条に規定する名義変更手続きを遅延し、その程度が甚だしいと JC が判断した場合、手続き期限の翌日から催告なしに当該落札車両を回収し、適当と認める方法で第三者に売却等することができる。
3. 前項に基づく売却等以後の手続きについては、第 30 条第 5 項から第 7 項の定めを準用する。

第33条 リサイクル預託金の修正

1. 会員は、落札した車両にリサイクル券の不備またはリサイクル料の金額の申告に誤りがあった場合、譲渡書類が到着した日を含む 3 日以内（期限日が日曜日の場合は翌日）に、JC に申告しなければならない。
2. 会員は、AA 会場に出品し成約した車両のリサイクル預託金額の申告に誤りがあった場合、成約日を含む 3 日（期限日が日曜日の場合は翌日）以内に、JC に申告しなければならない。
3. JC は、前 2 項の申告を受け付けた場合、その旨を AA 会場へ伝え、AA 会場からの指示を当該申告会員に伝える。この場合、当該申告会員は JC を通じて、AA 会場からの指示に従わなければならない。
4. 期限を過ぎた申告は、これを受け付けない。

第34条 自動車税相当額の清算

1. 会員が落札した車両に登録番号がある場合、JC は当該会員に対し、落札日を起算日として翌月から翌年 3 月までの自動車税相当額を、月割りにて請求する。
2. 自動車税相当額（以下「自税相当額」という）について、JC は以下の表により、自税相当額の清算を行う。ただし 3 月中に売買された車両について、落札会員が当月中に名義変更した場合は、会員へ返金する。
3. 出品会員への清算は、名義変更完了後、JC の定める日に行う。
4. 会員が落札した車両に還付金譲渡請求権譲渡書（以下、「還付譲渡書」という）が添付されていた場合、会員は自ら自動車税事務所にて還付請求手続きを行わなければならない。但し、会員は JC が認めた場合、JC 書類代行サービスを通じて、JC に対して還付請求手続きを依頼することができる。
5. 自税相当額の清算は、名義変更期限内に、JC への車検証の写しを FAX にて送付することにより行う。提出期限を過ぎた場合、JC は自税相当額の返金を行わない。

対象会員	移転登録	抹消登録	
		還付譲渡書あり	還付譲渡書なし
落札会員	返金なし	返金なし	月割計算、支払い
出品会員	残月分自税相当額を支払う	残月分自税相当額を支払う	月割り計算の上支払う

第35条 自動車税相当額の二次抹消の取扱い

1. 会員が車両落札後に移転登録を行い、同一年度内に抹消登録を行い、自動車税相当額の返金請求を行おうとするときは、以下の定めによるものとする。
(1). 登録終了後翌日までに、JC まで連絡の上、名義変更を行ったことを証するため車検証の写しを FAX にて送付する。

- (2). JC より還付請求書類を送付済のときは、会員は自ら管轄の自動車税事務所に還付請求手続きを行う。
- 前項の請求期限は、AA 会場が定める期限日の前営業日までとする。
 - 登録番号付車両については自動車税が全て納付されている場合に限る。未納だった場合、JC は当該車両が出品された AA 会場に通知し、その裁定を仰ぐ。
 - JC は前項の裁定結果を会員に通知し、会員はその裁定結果に従わなければならない。

第 4 章 附則

第36条 各種手数料 (単位 ; 円)

方法	費用内訳	対象会場	手数料/台
入札料	入札時	一台に対して	300
入札後落札	落札料	(以下の会場を除く)	17,000
		JU 各会場 (除く、JU 島根)	17,000
		ORIX、NPS、NAA 名古屋入札、ゼロ	17,000
		USS、HAA 神戸、JAA、ホンダ、NAA、ZIP、アライベイ、仙台、小山 (乗用/商用バン/小型トラック)、MIRIVE	17,500
		LUM*	18,000
商談	商談落札料	JU 各会場、KCAA、LAA、SAA 札幌、HERO、ベイオーク	25,000
		TAA/CAA、NAA、ホンダ、ZIP、IAA、SAA 浜松、NOAA、	26,000
		USS、HAA、JAA、MIRIVE、JU 島根	27,000
		IMA、アライベイ・仙台・小山・建機 (各コーナー毎の落札料に対して加算)	+8,500
出品・成約料*	代行出品時	軽自動車、普通車 (1 回毎)	12,000
		輸入車	15,000
		トラック 2T まで	15,000
		トラック 2T 以上	20,000
		USS 東京 名車コーナー	21,000
	再出品代行	USS 各会場、HAA 神戸、JAA	1,000
	成約時	軽自動車、普通車	15,000
		輸入車	16,000
		トラック 2T まで	15,000
		トラック 2T 以上	25,000
USS 東京 名車コーナー		21,000	

5. 注) USS 各会場の大型車両/事故現状車等、アライ、いすゞima、LUM (一部) の各手数料については以下の通りとなります。LUM 入札会の「大型」車両の落札の場合、別途落札料が、27,500 円となります。

●各会場大型車、特殊車両等の落札手数料 (単位 ; 円)

会場	コーナー	落札金額	手数料/台
USS 東京	バントラ (大型)		23,000
	名車		27,000
USS R 名古屋	ブルー20 (特装車)		18,000
USS 名古屋	特設 Japan Classic		21,000

	事故・現状車		17,500
	特殊車（大型）		23,000
	バントラ（大型）		23,000
USS 横浜	バス&トラック（中）		20,000
	バス&トラック（大）		23,000
USS 九州	事故現状車（大型）		23,000
	バン・トラック（中型）		22,000
	バン・トラック（大型）		24,000
USS 大阪	事故・現状車（中型車）		20,000
	バントラユーザー（中型車）		20,000
	バントラ（中型車）		20,000
USS 神戸	事故・現状（中型）		23,000
	事故・現状（大型）		33,000
	機械・部品		12,000~22,000
	バントラ（中型）		20,000
	バントラ（大型）		26,000
	バントラ（特大）		45,000
	特殊車		16,500~28,000
USS 岡山	バン・トラ大型		23,000
	事故・現状車中型【未検査】		21,000
	事故・現状車大型【未検査】		23,000
	特殊大型		23,000
USS 静岡	バントラ（中型）		22,000
	バントラ（大型/特装）		25,000
	特殊（大型）		23,000
USS 埼玉	ディーラー&レンタル大型		23,000
	バントラ大型		23,000
	特殊車両大型		23,000
	事故・現状車大型		23,000
USS 新潟	バン・トラ（大型）		23,000
	バントラ（セット）		29,000
	特殊・機械・部品		12,000~22,000
USS 北陸	バントラ（大型・特装）		22,000
	事故・現状（中型）		20,000
	事故・現状（大型）		22,000
USS 札幌	トラック&バス（大）		25,000
	トラック&バス（特大）		33,000
	特殊（中型）		23,000
	特殊（大型）		30,000
	機械・部品（大型）		27,000
	バイク		12,000
	現状②（中型）		23,000
	現状②（大型）		30,000
	現状②（特大）		38,000
USS 九州	事故現状車（大型）		23,000
	バン・トラック（中型）		22,000
	バン・トラック（大型）		25,000
HAA 神戸	大型		20,000
	四国グリーン（大型車）		20,000

アライベイ、 仙台、小山	中型トラック		20,000	
	大型トラック		25,000	
	トレーラーセット		30,000	
	農機・農機現状	落札価格 10 万円未満		19,000
		落札価格 10～50 万円未満		21,000
		落札価格 50～100 万円未満		25,000
		落札価格 100 万円以上		28,000
	現状乗用・商用バン・小型トラック		25,000	
	現状中型トラック		27,000	
現状大型トラック		32,000		
現状トレーラー/トレーラー		35,000		
アライ建機	ミニミニ		25,000	
	ミニ		28,000	
	小型		30,000	
	中型		35,000	
	大型		40,000	
	超大型		60,000	
	超々大型		110,000	
JU 愛知	現状車バントラ 2 小型		25,000	
	現状車バントラ 2 中型		27,000	
	現状車バントラ 2 大型		30,000	
	バントラ 2 中型		20,000	
	バントラ 2 大型		23,000	
	特殊車両中型		25,000	
	特殊車両大型		30,000	
いすゞima	乗用車・商用車		17,000	
	小型トラック (マイクロバス)		22,000	
	中型トラック・バス以上		32,000	
LUM 入札会	大型車		27,000	

※車両区分（手数料）は、会場が定めたコーナーとします。

●キャンセル料

対象会場	手数料
全て	JC 設定落札手数料+出品手数料+成約手数料+会場指定のキャンセル料+ J C 事務手数料 10,000 ※各 AA 会場のキャンセル規約に準ずる

改定箇所

20201015 第 36 条落札手数料 各会場大型車、特殊車両等の落札手数料 JU 愛知 現状車・バン
トラ 2 落札手数料を追加

20201023 AA 代行の呼称を AABID に変更

20230101 各オークション会場の手数料の見直しに伴う落札手数料の変更